

平成26年6月定例会 環境対策特別委員会（付託）

平成26年7月7日（月）

〔委員会の概要〕

丸若委員長

それではただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきまして、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明、報告事項】なし

福井県民環境部長

理事者側におきまして、説明又は報告すべき事項はございません。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

丸若委員長

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

大西委員

私のほうからは、事前委員会でも少し質問をさせていただきましたセアカゴケグモのことについてお伺いをしたいと思います。

6月に、私の地元のことであるということでセアカゴケグモの発見とか対応、こういったことについて担当の方の今までの状況をお聞きしたいということで、これまでいろいろ対応はとられてきたということなんですが、実に不思議なというか、私が事前委員会でお聞きをして、それで、6月27日の徳島新聞には、そのセアカゴケグモ5匹をやはり同じ地域、城東町で、城東小学校の周辺でしたかね、この駐車場脇に放置された長靴の中に生息しているのを見つけたという記事が載りました。さらに、その後も1匹見つけたというようなことがございました。

私、事前の時に申し上げましたように、徳島県全体での話でもあるんですけども、特に、私の地元の渭東地区の中でこういう状況が発生しておるのでどうなのかといったことに対してこれまでの取組をお聞きしました。だけど、私は、最後に一言、その時はもう時間がなかったんですけども、どうも対応が遅れているのではないかと御指摘をさせていただいておりました。

やはりこういうふうに私が質問をして注意深くパトロールしていただいたのかとは思いますが、私が質問した後、またパトロールしたら5匹、1匹見つかったということは、私が申し上げたとおり、何となく後手に回っているのではないかと、対応が遅れているのではないかと、対策をもっととらなきゃいけないのではないかとという気持ちになりました。その記事を見まして。

そこで、5匹、1匹見つかった、そして、私も事前委員会で、もっと対応してもらいたいというようなお話をさせていただいて、その後、新たに6匹見つかったことも受け、県としてはどういうふうに対応して、今後どういうふうに対策をとっていくのか、お聞きをしたいと思います。

小椋自然環境戦略課長

ただいま委員から、城東小学校付近で6匹合わせて見つかったその後の対応について御質問を頂きました。

まず最初に、このくも、6匹ですが、昨年、城東小学校及びその東隣の駐車場で見つかったことを受けまして、そのうちの遅いほうは3月26日に小学校東隣駐車場で9匹ということもありましたので、4月10日に定期点検するとともに、2か月ぐらいをめで6月26日に、我がほう職員が定期点検ということで、前に発見されました駐車場に行つて5匹を見つけたところでございます。これが複数匹だということと、昨年から続いているということもありましたので、次の日にも、現地ですね、見つかった駐車場はもとより、城東町一丁目、それから小学校とかがあります住吉三丁目、五丁目に調査区域を広げましてローラー調査をしたところですが、その中で更に1匹見つかったということがありました。

この調査の日には、まず最初に、城東小学校、幼稚園、それから高校のほうに調査と併せて、私自身、回りまして学校訪問し、教員の皆さんとか職員の方に、昨日見つかったと、今後分からないから調査を今日はしている、是非、くもの見つけ方とか留意点、そういうものをまずは持って行って注意喚起を図ったところでございます。

それから、見つかりました27日を受けまして、早速、その日の夕方、危機管理連絡会議を開きまして、関係部局との情報共有、市町村関係団体への周知、それから、所管施設の点検等を夏、お盆休みまでにやっていただけないかということで依頼したところでございます。

それから、住吉・城東地区の皆様に対しましては、まず初めに、6月30日、先週の月曜日でございますが、渭東地区町内会長連合会総会というものが開催されまして、渭東地区、城東小学校校区32の町内会、それから、福島小学校校区26の町内会の会長さん、約40名ほど御参加を頂いたわけですが、そこで、県内での確認状況、セアカゴケグモの見分け方、それから、発見した場合の対応、万一かまれた場合の対応というものをスライドで説明をするとともに、地域住民の皆様と協働したセアカゴケグモの一斉点検、駆除というものを提案してきたところでございます。

中でも、住吉・城東町地区まちづくり協議会の会長様からは、また改めて役員会をするので説明に来てほしいと、それから、町内会で協議が整い次第、住民の皆様と県・市共同で、一度、一斉に点検、駆除を進めたいという御意見も頂いたところでございます。また、日程の調整が付けば早急に日曜日か休みの日にやりたいと考えております。

さらに、7月2日、水曜日でございますが、再度、城東小学校に赴きまして、全校児童18クラス、482名の生徒さんと、それから教員の方を対象に、セアカゴケグモの特徴、特質、見分け方、それから、見つけた場合には、見つけても決して触らない、学校であれば先生に知らせる、それから、家庭であれば保護者に知らせる、そういうことをスラ

イドを交えて説明させていただきますとともに、学校の教室には、注意事項とか見分け方、そういうものを掲示いただいたところがございます。

それから、地域の住民の皆様の周知喚起ということで、7月3日ですが、渭東のコミュニティセンター、住吉・城東コミュニティセンター、木工会館、それから市の関係する公共施設にも注意喚起のポスターを貼らせていただいたところがございます。

今後の対応としましては、7月9日に徳島商業高校で生徒の皆さん、教員の皆さんを対象に、7月10日には城東幼稚園の、ちょうど参観日でございますして、園児、保護者、教員の方を対象に、また改めて説明をしたいと思っております。

あと、この地区の皆様によっぴり色刷りで知っていただく、どういうくもかということを知っていただくために、徳島新聞の沖洲専売所を先週木曜日に訪れまして、専売所のほうで各地区ごとに新聞折り込み情報紙、例えば、住吉・城東地区ですときらめきページというものが色刷りで町の行事とかをお知らせしているんですが、その中に、今度、8月5日に出るものにセアカゴケグモについてまた記載をさせていただくこととしておりますし、県のほうとしましては、OUR徳島の8月、それから、徳島市のほうには広報とくしまで、また8月に掲載して、くもの注意喚起、それから対応等について、より一層皆さんに周知をさせていただくとともに、先ほども申しましたが、住吉・城東地区の皆様とともに、一度、一斉点検、駆除というものを実施し、安全・安心の暮らしができるよう対応してまいりたいと考えているところがございます。よろしくお願ひします。

#### 大西委員

はい、分かりました。詳しく懇切丁寧に、今まで、見つかってからの対応状況をお答えいただきました。事前に私がこの質問をしてあったので、余計に、何か、これでもかと言わんばかりに対応していただいて有り難いなど。県が、市町村と違ってここまで徳島市の一区域に、一行政区に力を入れていただけるのはもう有り難い限りでございます。感謝を申し上げますが、何点かお聞きをしたいと思ひます。

私の地元の渭東地区では、もうこれで十分で、あと、地元の方が一斉点検、調査を、昨日、県の方々、市の方々と一緒に、今後、やる日にちを設定して、みんな、ボランティアの方を総動員して、やるのだらうと思ひます。私も一住民として参加したいと思ひますけども。それで、この地区ではこれ以上に有り難いんですが、先ほど御説明いただいたのは、城東小学校にも説明に行っていた、それから、今後、徳島商業高校にも説明に行く。また、各種PTAの会合とかにも説明に行っていたということなんですが、学校のほうはこれに対して、一地域、徳島市内の一行政区の中の話という受け止め方をされておるのか、それとも、高校生はともかくとして、小学校はもう絶対と思ひますが、あと中学校ぐらいまで、小中学校に対して、徳島市内のこの地域だけだったらもうそれでいいのかもしれないんですが、もともと、事前でも申し上げましたように、まず最初に鳴門で見つかって、ほかにも見つかって、そして、この徳島市内で渭東地区で見つかっているという経過から考えますと、教育委員会のこの問題に対応する対応の仕方もよっぴりあってしかるべきではなからうか、学校の対応の仕方はどうなっているのか、今後どうしていかれるのか、お聞きしたいと思ひます。

## 濱井防災・健康教育幹

ただいま、委員のほうから学校での対応について御質問を頂きました。

教育委員会といたしましては、県内の各地で見ついているということもございまして、この問題を城東地区だけの問題としては捉えておりません。ちょうど夏がセアカゴケグモの繁殖期に当たるということもございまして、各市町村の教育委員会並びに県立学校、高校も含めまして、特別支援も含めまして、県立学校長宛てに注意喚起、それから、万一見つけたときの対応について、まず、全県に文書を発出しております。

それから、今回見つかったことにつきましては、先ほど、自然環境戦略課の課長さんのほうからお話があったように、近隣の城東小学校、城東幼稚園、福島小学校で直接、児童生徒に対応すると同時に、所管しております徳島市教育委員会にも対応を依頼いたしました。

そして、今後、夏休みを控えます。夏休み前に、児童生徒の安全確保の文書を毎年出してありますが、その中でも、セアカゴケグモに対する対応についての注意喚起を行うとともに、夏に管理職、校長先生、教頭先生を対象とした安全の研修会の実施を予定しております。その中でも、セアカゴケグモについての安全確保について研修を行う予定にしております。

## 大西委員

はい、分かりました。徳島県全体でこの対応をしていただくということで、市町村教委あるいは県立学校長に注意喚起の文書を送っていただいておりますということで、また、夏休みに事故があつてはいけないということで、夏休みの注意事項、安全の研修会でもこのことについては対応して取り上げて徹底していくということでございますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今、お話がありましたけども、このセアカゴケグモは夏に繁殖期であるということなんですが、事前委員会でも、今日でも、生態というのがどういう状況なのかがあんまり説明されていないんですけども、このセアカゴケグモの生態というか、皆さんの参考にするためにも、ここにいらっしゃる方だけでも参考にしていただくというようなことで、写真は、真っ黒の体に、殻というか一番大きな部位に、背中に赤の斑点というかそういうものがあるということでございますが、ほかに何か、私のイメージでは、側溝の蓋の裏とか、蓋の穴の中とか、5匹見つかったのでは、何と面白いことに長靴の中で生息していたということがあつたようなんですけども、このセアカゴケグモが生息しそうな場所というのはどういう所で、そして、今、県教委の方は、夏に繁殖期を迎えるということなんですが、繁殖期を迎えるということになってきたときにどれぐらいの繁殖力なのか。それから、もし万一かまれたときには、刺されたときにはどういう対応をしたらいいのか、こういうようなことについて、委員会ですので、ちょっと簡単に御説明をしていただけますでしょうか。

## 小椋自然環境戦略課長

ただいま、セアカゴケグモの生態、特に生息場所、繁殖の生態、それから、かまれた場合の対応について御質問いただきました。

まず初めに、セアカゴケグモの生息及び繁殖の状況ですが、このくもにつきましては、繁殖期は真夏ということで、ちょうどこの6月の下旬頃から9月頃、暖かい頃が繁殖期でございます。成熟した雌は、大体、約一月に1回ほど産卵をしまして、数十個から二百個の卵の入った卵のうを、徳島で今まで確認した例では三つから五つ、多くても五つぐらい産むという状況でございます。その後、産み付けられてから約半月でふ化をしまして、雌ですと4か月程度で大人になるというか、成熟をしまして寿命は2年から3年、雄は3か月程度で成熟しまして寿命は半年程度という状況になっております。

このくもがどういう所に巣を作るかと申しますと、好む場所としましては、コンクリートブロックのくぼみとか穴、プランターの取っ手の所とか壁の隙間、排水口とか換気口、自動販売機や室外機の裏側に熱源のあるラジエーターが付いている所、それから自転車のサドルとか、例えば、室内でしたら脱衣所とか下駄箱、もし中に入っていた場合ですが、など、比較的地面に近く直射日光の当たらない所を選ぶということで、割と、屋外の開けたような場所につきましては、逆に、ほかのくもとか鳥とかに捕食されるので好まない。どちらかというが目立たない所に繁殖するのが特徴でございます。

それで、先ほど、このくもにかまれた場合はということですが、毒を持っておりまゝのは雌のみで、この毒というのは、くもが獲物をかんだときに獲物の体内に注入されるものでございまして、神経毒の $\alpha$ -ラトロトキシンというものでございまして、毒の症状としましては、かまれた局所で、まず初めに、かまれた跡の赤い斑紋ができて、その次に、かゆみ、その後、うずくような痛みですとか、ここが熱くなったような熱感、場合によっては皮膚とか筋肉がちょっと硬直を来すというような状況でございます。通常は数時間から数日で症状は軽減しますが、ときに脱力とか頭痛とかがまだ継続することもございます。

かまれた場合は、今も周知して県民の皆様にもお願いしていらっしゃるのですが、万一かまれた場合には、まず、傷口を温水や石けんで洗っていただきまして余分な毒を洗い落としていただきたいと思っております。そして、早く病院で診療を受けていただきたいと考えております。

なお、かんだくもを、できましたらその場で殺虫剤で殺して、個体で持ち込むか、若しくはかまれたくもの写真を一緒に提示していただければ、医師のほうでセアカゴケグモということが確認できますので、適切な診療を受けやすくなるかと思っております。よろしく申し上げます。

#### 大西委員

はい、分かりました。最後に、これについては、先ほど、県教委の方は、市町村教委全部に対応の文書を送ったということなんですけども、それから、自然環境戦略課長さんの御答弁だと、危機管理連絡会議を開いて、関係者あるいは市町村の関係者の皆さんに連絡して対応してくれというお願いをしたということなんですけども、今後、全県の対応というか、市町村の対応というのはどういうふうになるのか。あるいは、もう市町村任せということになるのか、それとも、もっと県のほうから、こういうふうにしる市町村で対応してくれとか、やっていないところについてはお願いをしたりするのか、あるいは報告をしてもらうのか、そういった、全県での対応というのはどういうふうになるかお聞

きして終わりたいと思います。

#### 小椋自然環境戦略課長

ただいま、全県の対応ということで、これにつきましては、危機管理はもとよりですが、既に、5月に市町村の環境の担当者会でもセアカゴケグモについては対応の仕方というものを説明しておりますし、それから、今回、住吉・城東町地区の話を受けまして、まずは、県民の皆様にご覧いただくことが一番大事であろうということで、OUR徳島による周知、8月10日に、見出しとしましては、セアカゴケグモに注意ということで、判別できるようにくものカラー写真、見つけた場合の対応と連絡先、それから、かまれた場合の対応と連絡先を掲載するようにしておりますし、こういう形でOUR徳島にも出しているということ、関係の市町村にも通知しまして、目撃情報が寄せられた場合には、自然環境戦略課はもとよりなんですが、地元の市町村の環境担当のほうでも個別確認について御協力を頂き、間違いなくセアカゴケグモであれば、当然ながら、発見された市町村において、防災無線ですとか回覧板ですとか、いろんな方法で地域住民の方に、また周知のほうをお願いするとともに、その場で発生したら市町村と一緒に協力してその箇所からなくすよう、広げないよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

#### 大西委員

はい、分かりました。よろしくお伺いしたいと思います。

それから、次に、国定公園についてちょっと一つだけお伺いをしたいと思います。

徳島県は室戸阿南海岸国定公園、それから剣山国定公園、二つの国定公園がありますが、国定公園というのは県が管理をされておられるということで、この国定公園について今年指定されて50年を迎えるということで大変いい年であると思います。そして、県も観光や様々なイベント、それから管理、さらに、保全をしていく管理とかに力を入れておられると聞いておりますけれども、50年たって、来年から51年目に入るわけですが、その国定公園の上、上位ランクと言うかどうか分かりませんが、国が管理している国立公園というのがありますけれども、従来はその公園の地域の景観や地形や地質などで国定公園なのか国立公園なのかということを決めておったと、本当かどうか分かりませんが、そう言われておるんですけれども、最近はまだ、そういう景観や地形、地質だけでなく、生物多様性といいますか、その森林がどういう森林であって、その森林にどういう生物が生息しているか、こういうようなことも含めて、国定公園、国立公園の指定をしておるといような話も聞きます。

それで、この徳島県で二つある国定公園を、特に阿南市なんかは積極的のようなんですけれども、国が直接管理する国立公園を目指していこうという動きもされているようにございますけれども、こういった、県が管理している国定公園を国の管理である国立公園にするためにはどんなハードルがあるのか。あるいは、県としては県内にある県が管理している二つの国定公園を、熟度が高いほうから国立公園にしていこうと、国立公園にしてもらおうと、国に働き掛けていこうというお考え、また、そういう動きというのはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

## 小椋自然環境戦略課長

ただいま国定公園を国立公園にしていく考えはないのかという質問を頂きました。

まず、国定公園の二つの状況ですが、一つは、剣山国定公園がございまして、これにつきましては、面積としまして、徳島と高知を合わせますと20,961ヘクタール、うち徳島県が18,000ヘクタールほどございます。それから、室戸阿南海岸国定公園につきましては、全体の面積が、橘湾から室戸岬まで海岸線で約200キロ、その陸の部分で6,230ヘクタールあるわけですが、その中でも、特に、県南の室戸阿南海岸、これにつきましては、高知のほうからも国立公園を目指していけないのかというお話があったかと思いますが、まず一つ、国立公園にするためのハードルとしまして一番大きい問題としましては、国立公園にするには面積が1万ヘクタール以上要するというので、現時点では、ちょっと面積が3,800ヘクタールほど足りない。これにつきましては、また、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

剣山につきましては、面積は満たしているのですが、現時点では、国立公園にもっていくのいいのか。一つは悩みもありまして、今、公園関係の管理が、国立公園になると国が管理していただけたらとあるんですが、施設の整備の予算が毎年なくなってきており、なかなか厳しい状況でもありまして、例えば、鳴門の国立公園のトイレを、昨年ですか、整備したんですが、これについても、要望していてもなかなか順番が来なくて整備ができないということもありますので、そういう点も、本当に国立公園になって整備ができるのか、県として、今現在、県ができることもあれば、県ができないところではNPO法人とかボランティアの皆様にご協力いただいて整備しているところですが、そういうところも併せてどういう対応をとっていきたいのか、今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

## 大西委員

状況はよく分かりました。阿南室戸のほうは面積が規定より少ないということなので、これは、現時点ではなかなか難しいのかなと思いますが、地元では面積があるということで、県としては研究をしていきますというような話で。

剣山のほうは面積が可能だけでも、果たして国立公園になって、国が、地元が期待しているような管理、適正な管理をしてくれるのかという不安がある。普通は国で管理してもらおうというのは、国のほうがお金があって十分な予算を付けて管理するから国にお願いしたいということ言うんだけど、今の課長のお答えですと、この国立公園の管理については、国の予算がどんどんどんどん少なくなっていったりなかなか地元が要望しているようなこともしていただけない。十分適正な管理がされないのではないのかという不安を県が持つておられるということなんです。国立公園というのは、何か格が上で、自然公園では、国立公園になったらどうかという、瀬戸内海の国立公園なんかも有名で、皆さんこられてますけども。そういうふうにしたほうがいいんじゃないかって素人いきには考えるんですが、これは、やっぱり課長さんのおっしゃるとおり、国立公園にしても余り意味がないのかなと今の御答弁では思ってしまうんですが、これ、どなたがあれですか、県民環境部長さんですか、東端県民環境副部長が答えるんですか。担当されている副部長さん、どうですか、そういうようなお考えがあるのかなのか、あるいは、

やっぱり国の管理というのが、今、不安があるので、県が管理したほうが十分な管理ができると考えられているのかどうか。現時点でだと思いますけど、結構ですけど。

東端県民環境部副部長

ただいま、委員のほうから、国立公園、国定公園につきましてどういった違いがあるのか、あるいは今ある県の二つの国定公園を国立公園に目指すべきかどうか、そういうところの県の考えという御質問でございました。

自然公園法という法律でもって公園というのは定義をされております。国立公園は、我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であって環境大臣が指定するということになっております。国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって環境大臣が指定するものということになってございます。そういう定義からいきますと、国立公園というのが非常に我が国を代表するような風景地であると、国定公園はそれに準ずる風景地であると、そういう定めになってございます。

一方、公園の利用目的、法律の目的のところには、我が国の優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るということが公園指定の目的だと考えられております。風景地の保護、それと利用の増進、この二つが公園として定めて活用する目的であると定めておるところでございます。

国立公園と国定公園、どっちが上かと、下かということでもございますけれども、それは、それぞれの目的、今申し上げた定義がございまして、どちらが一概に上か下かということは申せないのかなと思いますけれども、担当課長が申し上げましたように、今、国立公園は国の管理、国定公園は県の管理となつてございましてけれども、予算上の悩みというのもあると。国立公園になつても、そういう管理というのが国の管理になつた場合に我々の希望する予算が十分取れるかどうかというような点の不安があるというのも事実でございまして。

それから、利用の増進ということで公園の利用を図る場合にも、国立公園でありますと、やはり国のほうで様々な規制について届出なり申請なりをして許可を頂くと、そういうことにはなりますが、国定公園でありますと県の管理ということになりますので、そういう利用の増進ということを行う場合も、国立公園の場合は国のほうへ、国定公園は県のほうへということになってございます。公園が県民、国民に親しまれる公園として利用を増進する場合に、やはり規制をすべきか、あるいは規制をどうするべきかと、そういう判断が国のほうでしていただく、あるいは県のほうでできるということで、どちらがいいかと一概に申せませんが、やはり地域の実情といいますか、あるいはその地域地域の自然景勝地の実情を踏まえて判断をするということになりますと、そういう規制についても県のほうの管理でするほうがいいというようなケースもあろうかと思っております。

大変漠然として恐縮でございまして、いずれにしても、それぞれの特色がございまして、確かに委員がおっしゃられたように、国立公園化を目指すべきという御意見もあろうかと、それも承知いたしておりますので、そういう点も含めまして、今後、研究をしていきたいと思っております。



## 大西委員

今、御答弁いただきましたけども、最近、大歩危のほうが新たな天然記念物ということで指定をされたり、そういったいろんな動き、自然に対する動きがあるわけですけども、あと、鳴門の渦潮を世界遺産にとかそういうふうな動きもあります。

そういうようなことで考えると、やっぱり予算の問題だけではなくて管理もどうするかということもあるんだらうとは思いますが、しかし、今までの国立公園が、地元は口が出せない、口を出しても全く国が取り入れるかどうか分からないという制度そのものがやっぱりおかしいのかなと私は思いますけども。国立公園、国定公園とあって、国立公園を目指し、なおかつその国立公園の管理の在り方なんかについても、飯泉知事が一生懸命、この国定公園、やっておるわけですから、国立公園にして、なおかつ県もちゃんと管理の運営に関与できるように、そういうシステム整備も提案しながら国立公園化を目指すとか、そういうような形で、ただ、今ある制度で国定公園でいいのか国立公園を目指すのかというようなことではなくて、やっぱり今までの制度で、50年間やってきた中の制度でその改善点を提案しながら国立公園化を目指すということも、私はあるのではなかろうかと思ったり、国定公園が国立公園になりましたって言えば、中身はそんなに変わらないのかもしれないけども、観光客の方も、国立公園になったんだったらちょっと行ってみようかというようなことにもつながってくるし、私は徳島県の発展に貢献するものではないかと思ったり、だから、研究しますということなんですが、是非とも、国定公園を管理する所管の部課としては、こういったことについては、オール・オア・ナッシングでなしに、何か最善の策を考えていくということをしていただきたいなと思ったり。

もう時間が来ましたので、終わりますけども、もう一つ、公共下水の推進、促進ということでお聞きをしようと思ったり、時間がなくてまた今度の機会にさせていただきますが、公共下水と浄化槽との関連ということで、今、課長さんのほうが一生涯懸命、私が要望したら対応策をとっていただいているようなことも言われておりますので、是非ともそういう形で公共下水が促進されるようにしていただきたいなと思ったり、またしばらくたつと、次の議会の時には、何かもっといい答弁が出そうなのかもしれないので、次の機会に質問させていただくことにしたいと思ったり。

## 古田委員

私は、まず自然エネルギーの普及についてお尋ねしたいと思ったり。

水産課のほうでも、自然エネルギー立県とくしま、これを実現させるために海洋自然エネルギーの導入支援事業を行っているというふうにお聞きをいたしました。また、農業基盤課のほうでは小水力発電施設整備に要する経費ということで3,750万円、これは、佐那河内のほうに2年間かけて行うということが言われております。それから、かんがい力強化ソーラー発電活用モデル事業ということで2億3,100万円の事業ですけど、27年度の完成を予定されているということですけども。

その中でちょっとお尋ねをしたいのは、地域農業の振興という面で、維持管理運営経費の軽減、農家の負担軽減を求めてこの事業を行うとされておりますけども、実際に農業をされている方々への支援ということにつながるのでしょうか。そのあたりをお尋

ねしたいと思うんです。

#### 井筒農村振興課長

ただいま、委員のほうから、自然エネルギーを利用したものが農家の方々の支援につながるのかという御質問でございますけれども、我々、農村振興課のほうで予定をしております、先ほど委員もおっしゃいました、かんがい力強化ソーラー発電活用モデル事業、これについて申し上げますと、まず、吉野川下流地域におきましては、鳴門金時、れんこん、にんじんなどのとくしまブランドの産地となっておりますけれども、昨今の農産物の価格の低迷、電気料金の値上げ、燃油の高騰などに加えまして、農業を続けていく上で一番大切な水を確保しますかんがい用ポンプの動力などに年間多大の電力を消費しているところでございます。それによりまして農家経営は厳しい状況になってございます。このような状況におきまして、現在の地域の主要な課題としましては、かんがい施設の維持管理費の軽減であり、施設管理者である農家団体の方からもその対応を求められているところでございます。

こういった状況の中で、今年度、当課のほうで、国の農林水産省の補助事業といたしまして、平成26年度の新規事業として先ほどのかんがい力強化ソーラー発電活用モデル事業を進めようとしておるところでございますけれども、この事業によりまして700キロワット規模の太陽光発電施設の整備を県が事業主体となって進めてまいりたいと考えております。この発電施設によりまして、約50施設の土地改良施設、ポンプでありますとか樋門の電気代に充当していただくというふうに考えておりまして、700キロワットの発電設備によりまして、年間約77万キロワットアワーの発電量になり、それを売電いたしました収益をそれぞれの関係する土地改良区さんのほうへ配分をさせていただき、維持管理費に充てていただくことで維持管理費の軽減につながってまいりまして、地域農業の振興につながっていくと考えております。

#### 古田委員

農家の方々の負担軽減ができて農業がしっかりとやっていける方向で、是非、取組をしていただきたいと思います。こういった水産課や農村振興課、農業基盤化の取組というのは大いに進めていただきたいと思います。と思っております。

それと、太陽光発電、水力発電、それから、こういったそれぞれの分野での取組などでどのくらい徳島県下で再生可能エネルギーが進められているのか、一般住宅の方々も、大分、屋根に付けられて、導入が進んでいると思うんですけれども、今、どのくらい進んでいるのか。そして、徳島県で使う電力の何パーセントぐらいまで進んでいるのか、そのことが分かりましたらお知らせいただきたいと思います。

#### 北川自然エネルギー推進室長

自然エネルギーの推進、どれぐらい、何パーセント等々、質問いただいたところでございます。

まず、電力供給に占める自然エネルギーの割合について御説明させていただきます。

四国電力株式会社様から四国管内の電力供給実績の中に自然エネルギーの割合が示さ

れておるところでございます。しかし、四国管内のデータでございますので、県内のデータは公表されていないことを御理解いただいた上で、四国の平成25年度一年間の電力総供給量を御説明させていただきます。総供給量につきましては、310億4,100万キロワット時でございます。内訳といたしまして、水力が31億キロワット時、約10パーセント、新エネルギーという形で表示されておりますが、9億8,400万キロワット時、約3パーセント、それと残る87パーセントは火力でございますして270億4,400万キロワット時でございます。御質問の自然エネルギーの割合といいますと、水力と新エネというのを足しまして、管内でございますが、13パーセントでございます。

それと、各戸、住宅の件数の御質問だったと思います。FITの、経済産業省のほうから固定価格買取制度に対します申請がございます。これについて、26年3月現在、件数と容量が示されております。徳島県におきましては、太陽光、これ、10キロ未満ということが住宅に該当いたしますが、2,855件設置されております。容量にいたしまして14,492キロワットでございます。

古田委員

水力発電と新エネルギーを合わせたら13パーセントということなんですけれども、これは、この数年、二、三年の分で経緯が分かりますでしょうか。一般住宅の太陽光についても、昨年の伸びですね、24年度から25年度の伸びというのが分かりましたらお願いします。

北川自然エネルギー推進室長

まず、住宅の件数でございます。すいません、手元に一年前、25年3月の状況だけございまして、容量が6,834キロワットでございます。先ほど言いました14,000キロワットに比べましてまして約倍になっております。

古田委員

四国電力での自然エネルギー、水力と新エネルギーを合わせた13パーセントというのは前年度と比べたらどうなっているかというのは分かりますか。

北川自然エネルギー推進室長

その公表の中に前年度比というパーセントがございました。水力につきましては83.6パーセント、新エネルギーにつきましては148.6パーセント、約1.5倍になっているという状態でございます。水力等につきましては、ちょっと渇水の影響もあつたりして、昨年度、少し低かったのかなと思っております。

古田委員

自然エネルギーがうんと伸びてきていると、1.5倍になっているということが四国電力の調べでも示されたわけですけども、どういうときにでも、災害のときにも自然エネルギーというのが大きく役立つということで、このエネルギーの地産地消に向けた取組を推進するというところで、この2月に示された環境対策特別委員会の主要施策の中でも

書かれておりますけれども、今後、どのくらいの目標を持ってこれを推進していくのかお尋ねしたいと思います。高知県の構原の取組というのが全国的にも有名で、私もここを視察させていただきましたけれども、構原の場合は、もう既に町内で30パーセントを超えて、前町長さんからずっとこの取組を進められて、2050年には自給率100パーセントを超えるように目標を進めていくということで、それと、一般住宅の屋根に付ける場合には1キロワット当たり20万円の補助を行うということも出して大変取組を強めているんですけれども、全国屈指の、全戸数の5.5パーセントに太陽光パネルが設置されているということも報道されております。構原のように、徳島県としても、是非大いに進めていただきたいと思うんですけれども、何年までにどのくらいの目標で進めていかれるのでしょうか。

#### 北川自然エネルギー推進室長

自然エネルギー導入の数値目標をどのように、また、2030年にどのような数値にということでございます。

今現在、徳島県におきましては、自然エネルギー立県とくしま推進戦略というのを設定しております、地域に存在する自然エネルギーの資源を最大限に活用し、自然エネルギー立県とくしまの実現を図っていくということでございます。メガソーラーなどの誘致、建屋、事業所への普及、自然エネルギーを生かした地域活性化、それから、災害に強いまちづくり等々、四つの視点から目指すべき姿を当面の目標といたしているところでございます。この目指すべき姿を今現在は目標として、戦略全体としては、より多くの自然エネルギーの導入を図るというスタンスで臨んできておるところでございます、現戦略では、具体的な数値目標は持っていないところでございます。

御質問の数値目標の設定につきましては、次期戦略でどう考えていくかという御質問につきましては、去る26年2月の定例会におきまして、岩丸議員からの御質問に対しまして、知事より、今後、本県における自然エネルギー社会のあるべき姿を見据え、自然エネルギーの導入目標を含む次期推進戦略を今年度策定し具体化することを通じて、自然エネルギーの更なる導入促進に努めると答弁をいたしているところでございます。現在、推進期間は三年間、24年度から26年度でございます。そういうことで、今年度は最終年に当たりますので、これまでの推進状況、成果をしっかりと評価するとともに、課題や諸事例も的確に把握、検証するなどして三年間の総仕上げを行って、自然エネルギー立県とくしまの実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

あと、2030年という御質問があったかと思っております。今現在、このエネルギーにつきましては、エネルギーのベストミックスといいますか、国のほうでエネルギー基本計画というものがございまして、将来に向けた望ましいエネルギー政策の方向性を示すという形になっております。これが、26年4月11日に新しいエネルギー基本計画として閣議決定されております。その場では、これまでに示されております2020年13.5パーセント、2030年に2割ということをも更に上回る水準を目指すということが記載されるにとどまっております。まだ具体的な目標値は示されておられません、この国のエネルギー基本計画がどうなっていくのか、県としても、まずはそこを注視して、国の目標値等々を考えていきたいと考えております。

古田委員

自然エネルギー立県とくしまということを出しているんですから、国の方策を見守るといっても大事かと思えますけれども、やっぱり県独自に目標を持って進めたいと思います。

次に、河川浄化の推進ということで、この主要施策の中でも、水環境の改善を図るために汚濁の著しい県管理河川の堆積汚泥の除去等を実施すると、5,300万円の予算が今年度は付いているんですけれども、藍住のほうの正法寺川に全部つぎ込まれるということではほかの川ではされんのですけれども。この汚濁の著しい県管理河川ということを決する場合、それぞれ、県管理の所の水質を検査されていると思うんですけれども、県管理の全ての川をしているのか、この環境白書では主な所しか載っていませんので、私は、地元の冷田川ですね、園瀬川から分かれて八万町内をずっと巡っただけなんですけれども、今の稲が育つ間は園瀬川から少し水を引き入れてきれいな水を流しておりますけれども、そうでない時期には、全部、生活排水しか入らないという川になってしまっているんです。最終、今、工事などの対策ということで水門ができて、その水門も一度も開けたことない。これは塩害を防止するために開けないということで、結局、生活排水ばかりになってしまってヘドロが中にたまっていると。もう何年も前でしたら魚が大変たくさん泳いで、いい川だったんですけれども、今、大変汚れた川になっていってしまっているんです。ですから、そういう川は、是非、水質検査をしていただいて、この河川浄化の推進の中に入れてもらうべきやと思うんですけれども、まずは、水質検査をされているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

山崎環境管理課長

冷田川の水質検査につきましては、徳島市のほうが冷田川の冷田橋付近で実施しております。その結果につきましてはホームページ等で公表しております。水質の指標として一般的に用いられるのは、BODと申しまして生物化学的酸素要求量というものです。年の平均値を見ますと、十年ほど前、1リットル中7から8ミリグラムありましたBODが、最近の状況を見ますと1リットル中3から4ミリグラムということで半減しております。改善の傾向が見られておると言えると思います。更に遡りまして平成7、8年頃でしたらBODは10ミリグラムを超えておりました時もありましたことから、改善は進んでおると考えております。

古田委員

どういう改善策をしてくださっているのでしょうか、分かりますか。

山崎環境管理課長

委員御指摘の冷田川につきましては生活排水が非常に大きな影響を及ぼしておる。本来でしたら、上流のほうからきれいな水が流れ込んできますが、冷田川に対しましては、先ほど委員がおっしゃってございましたように、夏季に農業用の水が流れ込んでくるということで、そういう状況の中で、やはり生活排水の影響が大きいものと考えております。

生活排水に向けた取組ということで、付近の住民の方が、清掃活動、それから負荷の軽減に向けた取組をなさってくださっております。具体的に申しますと、やはり洗剤の適正使用であるとか、食べ物のかすを流さない、それから、浄化槽への移行、そういうことが効果を発揮しておるものと考えております。

古田委員

そしたら、今の状況で言えば、BODが1リットル当たり三、四ミリグラムと、そういう数値ということは河川浄化の対象にはならないということですか。正法寺川だったらのくらいあるんですか。

古井河川振興課副課長

どのくらいのレベルになれば河川の浄化の対象になるかという御質問でございますが、一応、藍住町を流れております正法寺川につきましては、BODの値が1リットル当たり10ミリグラムという値がございました。このため、県と藍住町、地元住民が連携して河川のしゅんせつとか汚水処理の対策、河川浄化運動や啓発活動など様々な河川の水質浄化等に取り組んだ結果、近年では、1リットル当たり4ミリグラム程度に低減しているところでございます。

古田委員

住民の皆さんが、前の徳島動物園の近くの助任川とかいろんな所では、石積みの護岸にして、遊歩道を作ったり様々な工夫がされて、それから、新町川の浄化などにも取り組んでいただいて、たくさんの魚が泳ぐように、そういう川に生まれ変わりましたよね。だから、冷田川のほうもそういうふうにしてもらいたい。それから、散歩コースになるようなものも作っていただいて、是非、皆が寄れる所にしてもらいたいという思いがあるんですけども、そういった願いを是非お聞きしていただきたいと思うんですけども。

古井河川振興課副課長

冷田川を新町川のような護岸にできないかという御質問でございますが、冷田川では、現在、下流にあります冷田川水門及び排水機場において、平成22年度に長期化計画を策定し、現在、その計画に基づき、点検、機器の更新を実施しているところでございます。さらに、今後は南海トラフ地震を迎え撃つため、冷田川水門の耐震対策工事にも取り組むことをいたしております。このため、まずは治水対策や防災対策を優先して実施し、地域住民の方々が安全・安心を実感していただけるよう努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

古田委員

まずは耐震対策ということですのでですけども、是非、住民が憩えるような場所にしていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

次に、民間建築物のアスベスト対策ということで今年度は120万円の予算が付いている

んですけれども、この民間建築物のアスベストを除去しなければいけないという建物はどのくらいあるのか、その調査をされているのか、どういう取組をされてきたのか、お伺いをしたいと思います。

香川住宅課長

民間建築に対しますアスベストの調査についての御質問を頂きました。こちらのアスベストの調査につきましては、平成17年度に国土交通省から依頼がございまして、延床面積1,000平方メートル以上の民間建築物につきまして全国的に調査が行われているものでございます。当時、1,000平方メートル以上の建築物を調査対象といたしましたことにつきましては、大きな建物でございまして、建築基準法の第26条で防火壁設置が必要となる建物でありまして、その防火壁を設置しない適用除外にするためには、柱やはりにアスベストなどで耐火被覆をする可能性があったというところからされたものであると考えてございます。

本県では、対象となります1,757棟を調査いたしまして、このうち39棟で吹付けアスベストが使用されてございました。この調査結果に基づき指導を行いまして、33棟につきましては対策が既に行われておるところでございます。残る6棟につきましては、機械室等での使用が多く一般への影響が低いものとは考えておりますけれども、引き続きまして、市町村ともども指導しておるところでございます。

古田委員

1,757棟の調査をされて39棟、既に33棟が対応されていると、残るは6棟ということなんですけれども、南海トラフのような大きな地震が起これば破壊をされて飛散するおそれもあるかと思えます。ですから、できるだけ除去するということが望ましいわけで、その残っている6棟の市町村というのは補助制度を持っている市町村なんでしょうか。そこはいかがでしょう。

香川住宅課長

ただいま御質問を頂戴しました。残る6棟に関しまして、補助事業を持っているかという御質問でございます。こちらの6棟につきましては、同一の市、町でございまして補助事業を持っております。

古田委員

今後、その6棟についてはどのように対応されていくのか、お尋ねしたいと思います。

香川住宅課長

今後の6棟への対応についての御質問でございます。先ほど委員からも御紹介がございましたけれども、県におきましては、平成18年2月に民間建築物アスベスト調査除去工事補助事業というものを創設してございます。こちらの内容につきましては、アスベスト除去工事費の3分の1を事業者がお持ちいただきまして残る3分の2につきまして補助することといたしております。その補助の内訳につきましては、国が2分の1、県

と市町がそれぞれ4分の1補助するものでございます。こういった事業を持っておりますので、事業をお持ちでございます市、町とともに、我々も事業者のほうに参りましてお願い、補助事業があるということの御周知をさせていただきますとともに指導させていただいている状況でございます。

古田委員

吸い込んでしまうと何十年もたってその症状が現れてなかなか治らないというアスベストの性質でございますので、是非、除去をして、南海トラフの大地震にも備えていただきますように、よろしく願いいたします。

最後に、環境教育の充実の点でお伺いをしたいと思います。学校版環境ISOや新学校版環境ISOで子供たちにその大切さ、節電やごみの分別、リサイクル活動など、そういうのを学校でも継続して行おうという、そしてまた、それを地域に広げていこうという取組をされている所がたくさんございます。今現在、この認定を受けている学校、小中高、特別支援学校でどういう状況にあるのか、そして、今後、その認定に向けてどのように取り組まれていくのか、お伺いをしたいと思います。

草野学校政策課長

古田委員から、新学校版環境ISOの認定状況について、また、今後その取組についての御質問でございます。

平成25年度末現在でございますが、全部で245校でございます。内訳でございますが、小学校で135校、中学校で57校、高校、特別支援合わせまして全てでございますが、53校でございます。今後の目標でございますが、第二期の教育振興基本計画におきまして年次目標を定めてございます。来年度末、先でございますけれども、目標が250校、これまで10校ずつ増やして1年ずつという形でございますので、その達成に向けて、引き続き、この取組の周知も含めまして、推進、取り組んでまいりたいと思っております。

古田委員

245校が新学校版環境ISOか、若しくはその学校版環境ISOを取られているということですね。それはパーセントでいえばどのくらいなのでしょう、分かりますでしょうか。

草野学校政策課長

パーセンテージ、学校の割合についての御質問でございます。

小学校につきましては、ただいま188校でございますので、そのうちの135校でございます。ちょっと計算が……でございますが、そのような状況でございます。中学校につきましては、現在の数が公立は86校でございますが、パーセンテージ、申し上げることができます、失礼いたしました。小学校につきましては71.8パーセント、中学校につきましては66.3パーセント、高校、特別支援学校、先ほど申しあげました全てでございますので100パーセントでございます。



古田委員

子供の頃から、こういう節電、ごみ分別やリサイクル活動に取り組むことは本当に大切なことだと思いますので、是非100パーセントになるように進めていただきたいなと思います。

それと、この主要施策の中で、エネルギー教育や放射線教育を実施することにより、エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解を促進すると書かれておりますけれども、これはどのように進められるのかお尋ねして、もう余り時間がないので終わりたいと思います。

草野学校政策課長

ただいま古田委員から、環境エネルギー教育支援事業についての御質問でございます。

今年度計上していますこの事業につきましては、国の補助事業でございますが、この中身につきましては、機器を買うというものでございます。例えばでございますが、放射線測定器、これは1台十万円強するものでございますが、こういったものを40セットですとか、これだけでほぼ四百万円近くになるものでございますが、それから、放射線特性実験セット、放射線がどういった特性を持つのかというのを実験する器具、こういった物の備品の購入費でございます。このようなものを学校に、それぞれ、環境、また放射線につきましては学校の理科ですとか社会科ですとか、学習する機会がございますので、その中で使っていただけるような形で御用意をして理解の促進を図ろうと考えているところでございます。

古田委員

放射線教育ということで書かれておりますが、本当に今の福島原発事故を見るならば、広がった放射線というのは元に戻らないと。除染作業をしてもなかなか、また一雨降ればいろんな所から流れてきて、せっかく除染で取ってもまたしばらくすると線量が高くなるということがありますので、そういった今の原発事故での生きた教育ですね、実際のところを学んでこられた県職員さんもおられると思いますけれども、そういったことも含めて子供たちに正しい理解を促進するということでしっかり進めていただきたいをお願いをして終わりたいと思います。

丸若委員長

それでは、午食のために休憩いたします。（11時53分）

丸若委員長

それでは、再開します。（13時04分）

森本委員

付託なんで。環境行政の中でも、今日は産業廃棄物、産廃行政についてお聞きをしたいなと思っております。

一時、県内がいつも大ごとになるような、必ず課題が一つ数年前まではあったんです

けども、最近余り聞かれませんが。そんな中で、ここ何年か、二年でも三年でも、この産廃に対する住民からのいろんな苦情、それとあと、今県内の市町村の中で行政テーマになっている部分について、もしあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

#### 大西環境指導課長

産廃行政についてということで委員から御質問いただきました。

まず、最近の不法投棄、産廃といえば不法投棄のことが非常に大きい問題でございますけれども、昨年の不法投棄の状況でございますけれども、全県、環境指導課所管の部分、それから南部、西部両県民局分も合わせました相談・指導の件数は79件でございます。その内訳としましては、不法投棄に関するものが33件、約4割でございます。それから、野焼きですね、野外焼却が9件、約1割。残り約5割というのが、種々雑多と言ってはあれでございますけれども、お隣とのちょっと御争議のようなものからはじまりまして、産業廃棄物の事業者の不適正保管とかの御相談等々が6割という状況でございます。

当課では、対応といたしましては、通報がありましたら即現場に行くと、それが大原則という対応をしております。現地調査につきましては147回、指導回数は106回となっております。今年度につきましてはこれまでに20件の通報があったという状況でございます。

それから、産業廃棄物の中の不法投棄の現状につきましてでございますが、県のほうでは、毎年、不法投棄の実態調査をやっておりまして、投棄量がおおむね3トン以上、又は投棄面積がおおむね5平方メートル以上というものについての数値でございますけれども、平成25年につきましては3件、平成24年については5件というような数件ペースで動いております。

なお、先ほど委員からも御指摘がありましたように、以前には非常に多かったと。ちょっと遡って見てみますと、平成15年度におきましては不法投棄の件数が76件と非常に多かったものが、平成20年度に4件まで減りまして、その後ここ数年間は10件以内というところで推移をしておるといった状況でございます。

#### 森本委員

やっぱり相当激減をしないと。これは、非常にいいことなんですよね。でも、十年以上前は、環境行政の中で不法投棄というのがもう平然と行われてきたかっていう、これは、証明なんですけども。その後、環境課のほうで県警の職員なんかも配備をされたりして、違法者の方にも、大分県の対応が厳しくなっているというのは知れ渡っているような気がいたしますが、現場へ147回、106回の指導をしましてというような、今御回答がありましたけど、指導しっぱなしというケースもよくあるんですよ。これ、私も大分耳に入ってきております。行ったけど行った切りで終わって、後、何も改善をされていない現状というのはやっぱりあったし、私も部長に一遍お伝えをしたことがあるんですけども。今は現実に動いていただいとしたいと思います。

そうした中で、やっぱり環境行政というのは住民の苦情に対していかに迅速に正確に法に基づいて処理ができるか、そこにやっぱり県民と県行政の信頼感というのはあるわ

けなんで、非常にみんな苦しんでいる中で、県へせつかく泣き込んでもなかなか対応がないというと、行政に対する不信感も当然出てきますし、現実に昔はすごかったですよね。県に言うたってしてくれんわ、市町村に言うてもしてくれんわというような現状が本当にありました。県からやっと県警へ告発して事件になって片付くというようなケースもたくさんあったし、そうした中で、これだけやっぱり激減してきているというのは、私は皆さんの御努力だと思います。この点は評価をいたしますけども。

これからも一つずつ、県民の届けに対しては、きちっと裏を取って処理をして、環境に優しい、この自然環境に恵まれた徳島県の自然というのを守っていただきたいなど、その最前線に皆さんはいらっしゃるわけなんで。やっぱり県民局もそうなんですけども、環境行政に対して、部長直属で全部把握をしていただきたいなという思いがあります。そのために環境局長というのはいなくなったわけですから。やっぱり一本化をして、現場に任すんじゃなくて、県の県庁本部できちっと統括をして把握をする。そして、南部、西部に動いていただく、そういうような体制をきちっととっていただくんじゃないかなと思っております。環境行政、前回もちょっと褒めてしもたんですけど、私は、今徳島県の環境というのは、皆さんのおかげで、いろんな空気に関しても、こうした産廃に関しても非常によくなってきているなという思いはいたしますので、引き続き頑張っていたきたいと思っております。

これで終わりなんですけど、あと一点だけ部長にお聞きをしたいと思っております。

先ほど、午前中、古田委員からもお話がございました。いわゆる自然エネルギーの徳島県の未来みたいな話があったんですけども。私も先々月、経済産業省のほうで、日本の自然エネルギー、これ、新エネルギーというんですけどね、化石燃料と原発と大型水力以外は全部新エネルギーというんですけども。この中で、国の見通しというんかな、恐らく2030年に20パーセントぐらいにはなるだろうという見込みでありました。これ、徳島県の飯泉知事が太陽光かなんかの会長もされているんで、非常に、都道府県の中では、今、先頭を切って、私は、行っているんじゃないかなと思っております。この新エネルギーの中で、太陽光、風力、バイオマス、それと小水力、これが四本柱じゃないかなと思うんですけども。今後、徳島県が目指していく方向の中で、この新エネルギーの中でも力入れたら徳島県にふさわしい再生可能エネルギーが作れるのかという、まあまあ見込みでいいですよ、思いだけで。これ、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

#### 福井県民環境部長

森本委員のお話のとおり、化石燃料に頼らない、いわゆるCO<sub>2</sub>の排出削減を主目的とした自然エネルギー、これは非常に注目を浴びておりますし、国のエネルギー基本計画の中でもそういった形で推し進めていこうという方向が示されております。私どもの飯泉知事が会長を務めております自然エネルギー協議会におきましても協議を重ねておりますし、経済産業省、そういったところについても政策提言を行い、エネルギー基本計画の中で自然エネルギーに占める数値目標、これを2020年、20パーセントという形で提言もさせていただいております。

今、太陽光については全国的に設置が進んでおります。じゃあ、次には何をするのか

という問題がありますが、太陽光エネルギーにつきましては、昼間の日照の時間帯は発電がいきますが、どうしても、曇りである、また夜間、そういったものについては発電能力が落ちていくということもあります。そういったことで、風力についてはどうなのかなということも議論をされています。それから、私どもの本県の本質バイオ、こういったものを使ってのバイオマスエネルギーの確保、そういったものもありますし、中山間であれば小水力発電、こういったものについてもやはり注目を浴びて、今、検討をしているという状況があります。もう一点は、海洋エネルギーですね、こういったものの有効活用もできないのかなということでプロジェクトチームの中でも、今現在、検討をしております。

#### 森本委員

今、私が言った四つというのはこれから一番の基本と思うんですけど、中央のほうで聞いたら、これからはやっぱり一番力があるエネルギーは風力だろうなというようなお話を聞きました。太陽光というのは、太陽光発電をしていない人たちにも非常に負担を掛けているわけなので、金銭的に。それと、エネルギー自体が非常に風力に比べたらスケールが小さいということでやっぱり風力。そしてまた、一時ではこれ失敗をしていますが、バイオマスというのをやっぱりもう一度見直ししてやっていきたいなというお話を聞きました。これは、補助金でバイオマスをやらした時に大体失敗した、全国的に。そういう経緯もあるんですけども。

それと、国のエネルギー基本計画と、我々というかな、原発に頼らない社会を目指している人たちの考え方というのはやっぱり若干違って、国のエネルギー基本計画はやっぱりCO<sub>2</sub>を減らそうという、脱原発の方向性の中で自然エネルギー、新エネルギーをどンドン作っていこうという考えと二つあるんですけども。私は、目的は一緒なんで、これを共存をしてやっていっていただきたいなと思っております。

自然環境、非常に恵まれたところで、風力をするにしても、海洋風力というのはこれから主流になるんじゃないかなということもお聞きをいたしまして、風力、太陽光、土地がいっぱいあります。それと、バイオマスの燃料もたくさんあるし小水力の小川もたくさんある。こうした中で、私は全国的にもこの徳島県というのが一つの見本になるような県に売り出していけるんじゃないかな、こういうような思いもありますので、今後、いろいろ研究開発を県主導に進めていただきたいなと。民間でもたくさんやっている方がいらっしやいますけども、そういうお願いをして終わります。

#### 元木委員

私のほうからは、協働の森づくり事業ということで、既に森本委員含んでおられますけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

先ほどもお話がありましたとおり、環境というのは次世代に、いかに我々に伝えてきたものを踏まえて、将来の世代に伝えていくかということが大きな使命であろうかと思っております。よく、子供たちの未来のためにということもお話を聞くわけですが、古く人類の歴史をたどってみますと、昔は氷河期時代ということもあって、生き物が生きていけないような低温の時代もあったということから、今は、地球温暖化対策

ということで、もう数十年にわたっていろんな取組が行われておるところでございます。

そういう中、福島第一原発の問題を背景にいたしまして、また、石油資源の枯渇などということも併せて、温暖化への取組のスピード、ストップがかかっておるということもよく聞かれるわけでございます。こういう中で、例えば、石炭火力へのシフトですとか、そういったことでまたCO<sub>2</sub>が増えていくといった話もあって、これから県としてもどういう方向性を持ってこういった問題に取り組んでいくのかなということに気に留められておる県民の方もいらっしゃるんじゃないかなと思う次第でございます。

一方において、農作物への被害といった観点で見えますと、昨年、私の地元でも、稲に対して、キヌヒカリなんかは高温障害にかなりやられて作物にもダメージがあったとか、あるいは、カメムシがかなり増えて、カメムシの被害も起こっておるということで、生態系に何らかの影響があって、そういった問題も起こっているんじゃないかという声も聞こえているわけでございます。生態系というのは、虫は虫を食べる生き物がいて、その生き物を食べる生き物がいて、そういった動物を食べる人間もいてということでサイクルが回っているわけでございますけれども、そういった好循環をいかに作っていくかというようなことがこれから求められているのかなと思っておるところでございます。

こういう中で、今日は林業の関係でちょっとお伺いをしたいわけでございますけれども、本県においては、そういった環境問題への背景もあって、また、森林の所有者が高齢化しておるといふことですか不在村地主の方が増えて、なかなか森林を管理する方が減ってきておるといふことで、県も協働の森づくり事業ですとか、今回の徳島県豊かな森林を守る条例の制定を行いながら、団体、企業の方の力も借りて、これから公有林化を進めるとともに、そういった民間の力も活用していこうじゃないかということで平成21年あたりから取り組んでいただいております、地元の住民としても、こういった取組については心より感謝を申し上げておる次第でございます。

12月議会で、知事さんが、本当の森づくり事業の参画企業数がかなり本県は頑張っておるといふような趣旨の御発言がございまして、県も積極的に取り組んでおられると思っておりますけれども、現状、この協働の森づくりに参画している企業ですとか、あるいは緑の募金事業等で集まっている寄附金の状況ですとか、現状、どういった状況であるのか。そしてまた、そういった現状を踏まえて今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたしたいと思っております。

#### 西條林業戦略課長

ただいま、とくしま協働の森づくり事業の現在の状況等について御質問いただきました。

とくしま協働の森づくり事業につきましては、企業や団体から御寄附を頂きまして、植林や間伐などの森林整備を進めているところでございます。平成25年度におきましては新たに20社に参画いただき、現在も参画企業数は全国一となる105社の皆様と協定を締結し、これまで5年間で264ヘクタールの森林の保全活動を実施いたしております。

また、緑の募金につきましては、25年度につきましては約3,400万円程度の募金を頂きまして、森林整備活動でありますとか緑化推進活動等に使用しているところでござい

す。この協働の森づくり事業につきましては、企業、団体から寄附を頂いておりますということで、参画企業さんの看板の設置でありますとか、県のホームページで企業の貢献状況等もPRさせていただいている状況でございます。

それと、環境への貢献という点におきましては、整備した森林が二酸化炭素を吸収しているということで、その企業さんの寄附によりました森林整備において吸収したCO<sub>2</sub>の吸収量を証明書として交付させていただいておりますということで、これまで5年間の取組で年間約2,000トンの吸収をいたしております、自家用車の排出に換算しますと年間1,000台ぐらいということでございます。

また、今後どのように進めていくのかということでございますけれども、とくしま協働の森づくり事業は、県の行動計画の目標である100社を1年前倒しで達成しており、引き続き、県民や企業の皆様への森づくり活動の輪を広げるとともに、企業の社会貢献活動の場として積極的に活用していただけるよう推進してまいりたいと思っております。

また、加えて、森づくり活動を行っていただく県民や企業の皆様に、森林の大切さや森づくり活動について指導する役割を担っております森づくりリーダーをただいま養成しているところでございまして、平成24年度には24名、平成25年度には12名を養成しております、26年度にも養成していくという計画がございまして。今後とも、徳島県豊かな森林を守る条例に基づきまして、森林の適正な利用及び管理を推進し、本県の豊かな森林を現在及び将来にわたって次の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

#### 元木委員

ありがとうございます。全国でもトップクラスの企業参画数ということについては高く評価をさせていただきたいと思っておりますけれども。ここにおいて、こういった集まった緑の募金と何を交換するか、そういった額を増やしていくという取組もこれからは求められているのかなという気がいたしております。森林の森づくりのリーダーを育成するということで、こういったリーダーの方にも効果的な活動をしていただいて、少しでも本県の林業施策が前に進むように、そして我々の環境保全につながっていくような取組を大いに進めていただきたいと思いますと思うところでございます。

企業さんにおいては、福利厚生事業、そういった環境保全活動を絡めた活動をされている会社もたくさんあるとお伺いしております。本県においても、昔は新規採用職員の研修とか、そういった部分でも、山歩きを新採職員同士が一緒に行って交流を深めたり、そういった地道な活動に取り組むことによって自然に対する意識とかが高まって、加えて職員の方の精神疾患、いろいろ聞いておりますけれども、そういったメンタルヘルスの危機管理においてもかなりの効果を発揮していると思っておりますので、企業さんにおいても森と親しむ環境学習とか、そういった活動をこれからも大いに進めていただくような働き掛けをしていただきたいと思いますと思っております。

あと、公益社団法人徳島森とみどりの会の方もいろんな御苦勞をされて今の企業数の数値として現れてきたのかなと思うわけでございますけれども、例えば、ナイスさんのような、山ごと企業さんが買って、その山を企業が責任を持って管理をしておるといったような会社さんも全国的には増えておると聞いておりますので、是非そういったもう一歩進んだ環境施策を行う企業さんも育成していただいて、そういった企業さんはやっぱ

りバックアップしていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げる次第でございます。

また、文教の委員会でも、国産材を使った紙コップを使う学校の自動販売機の設置について議論になったわけでございますけれども、そういった学校教育と環境課の関わりという視点においても、環境施策に熱心に取り組んでおられる企業さん、先般、事前の委員会で申し上げましたとおり、バイオマスとかそういったこともどんどん取り入れていかれるような企業さんの取組を、身近な所で大いにPRしていただけるように、県としてもお願いをしていただきたいということを申し上げまして質問を終わります。

#### 黒崎副委員長

私のほうから2点だけ、確認させていただきたいと思います。

この時期になりますと台風も一日、二日で近づいてきているところでございますが、鳴門のれんこんの産地あるいは大谷川水系でナガエツルノゲイトウという外来種の植物がかなりの勢いで一時増えてきとったんですが、県土整備の方を中心に、二年ほど前、取り除いていただいたり、いろんなことをお願いしまして、それから余り確認もできずにおりましたところ、この間、大谷川水系、ちょっと歩いてみましたら、やっぱりぷかぷかと浮いていたり、あるいは大谷川の旧吉野川と合流する辺りの可動ぜきの手前にネットを張ってあるんですけど、あのネットの所に固まりでくっついていたりという形になってきております。そういった太い水系にとってはそんなに影響がないのかもしれませんが、ちょっと細い内側で農水のほうの担当の、例えば水路であったり、ああいう所に繁茂すると固まりで大きくなりますから、例えばれんこんの産地といったら旧吉野川なんかもあたりしますもんで、そういう所であるかられんこんができたということも言えるんですが、この対策と現状についてお尋ね申し上げたいと思います。

#### 古井河川振興課副課長

ただいま、ナガエツルノゲイトウについての御質問を頂いたところでございます。

ナガエツルノゲイトウなどの特定外来種につきましては、過去には、平成19年に旧吉野川流域でボタンウキクサが異常繁殖し、河川管理上、大きな問題となりました。特定外来種の異常繁殖を防ぐには、河川や水路の管理者の間の連携によりまして、早期発見、早期撤去に努めることが重要であると考えております。このため、国土交通省、県、水資源管理機構及び市町村で組織する吉野川流域ホテイアオイ等対策連絡協議会において連絡体制や対策を確認しているところでございます。県では、河川パトロールや住民からの通報によりまして、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来種を発見した場合には早期撤去に努めているところでございます。よろしくお願ひします。

#### 黒崎副委員長

はい、分かりました。それは県土整備が管理しております河川についてということで、農水のほうはいかがでございましょうか。中に入った所でございますから、ないのかもしれませんが、また、出てきていることかもしれませんが、そこらのところ、どういったことになっておりますでしょうか。

## 井筒農村振興課長

ただいまのナガエツルノゲイトウ対策でございますけれども、現在、河川から中に入った農業用の排水路、用水路について、ナガエツルノゲイトウの確認というのはできている所が1箇所、はっきり確認している所がありまして、そこにつきましては、現在、県の東部農林水産局のほうで、昨年も確認できまして、駆除ということで職員自らが駆除し、鳴門市の焼却センターで焼却していただいたわけですが、今年度もやはり確認がされておりますので、そのナガエツルノゲイトウは遮光することによって駆除できるというデータが、他府県での実証結果がございましたので、それを今回、実験的にやってみるといことで、水路に防草シートを置きまして、現在、その駆除ができるかどうかの確認をしているところでございます。

## 黒崎副委員長

ありがとうございます。梅雨の時期とか台風の時期になるとどうしてもそういうことが地元の方も気になるところで、ただでさえれんこんの産地というのは水位が非常に高い所でございますので、今後とも農水担当の方も、あるいは県土整備の担当の方もよろしくお願い申し上げます。

それと、もう一点でございますが、これも剣山の植生のことでございまして、一時、キレンゲショウマという黄色いかわいらしい花がつく山野草ですね、これが全滅に近いような状況になっておった時があるんです。これ、県のほうで鹿に対する防護柵なんかも作っていただきまして、二年前に、私、確認に行ったら大変きれいによみがえっております。それから、また鹿が更に増えてきたというお話でございますので、現在、このキレンゲショウマについて、状況はどういうふうな状況になっておりますか。お知らせいただければと思います。

## 小椋自然環境戦略課長

ただいま、剣山のキレンゲショウマは今どうなっているのかという御質問を頂きました。

県の希少野生生物でありますキレンゲショウマですが、剣山に向かう刀掛の松から一ノ森に向かう途中の2か所、行場の鎖の近くにある約100平方メートルと、それから剣神社の近くに約150平方メートルの群落を2か所形成しておるわけでございますが、先ほど委員からもお話がありましたように、15年頃から鹿の食害が目立ち、18年には一度絶滅が危惧されるような壊滅的な状況にありました。そこで、県のほうとしましては、このキレンゲショウマを守るため、18年から19年にかけて鹿の侵入防止柵を設置しますとともに、NPOの方ですとかボランティアの方のお力も頂いて、毎年、防護柵の維持修繕にも努めてきておりまして、その効果がどうかということで、群落の中に調査プロットを設置しまして、毎年、回復状況を追跡調査しておりまして、被害があつて全滅したと言われた18年から見ますと、平成20年度には約7割、平成21年度には9割、委員が多分見られた平成22年、23年にはほぼ回復という状況になっておりまして、今も適正に防護柵の維持管理を進めておりますので、ほぼ回復の状態を今現在も維持しているところでございまして、今後とも、しっかり鹿の食害からキレンゲショウマを保護するという取



組を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

黒崎副委員長

はい、ありがとうございます。希少種のキレンゲショウマでございますので、その集まっている所、群生している所は非常にすばらしいという感じもございますので、是非ともしっかりと守っていただきたいと要望いたしまして質問を終わります。

丸若委員長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、8月19日火曜日から8月21日木曜までの三日間の日程で、再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組等を調査するため、東北、関東方面の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それではこれをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。（13時37分）